

III. 改訂 3 版化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)の改訂(議題 2)

A. 物理化学的危険性

ガス混合物の可燃性に関する判定基準の修正 2.2.5

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/8 (EIGA)

8. 小委員会は、ISO 10156:1996 にしたがって、ガス混合物の可燃性を計算によって求める判定基準の修正を承認した(付属書参照)。

B. 健康有害性

非公式文書: INF.3 (ドイツ)、INF.17 (CEFIC)、INF.8 (オランダ)、INF.22 (事務局)

1. 3.2 章、3.3 章の改訂

9. ドイツの専門家は、小委員会に検討中のいくつかの課題(例えば、両章における用語の統一及び GHS では試験について記載していないことから試験に関する文章の削除)については合意に達したが、他の作業(例えば、図 3.2.1 および 3.3.1 の修正及びこれらと判定論理との関連付け)については検討中であると報告した。

10. 国連危険物輸送モデル規則におけるクラス 8 の腐蝕性判定基準と GHS 判定基準とのさらなる整合を目的とした TDG 小委員会の作業班で検討された INF.17 で提起された課題について着目し、TDG 小委員会の副議長に検討結果について報告するよう要請した。彼は INF.22 に含まれる作業班で合意した結果を報告した。

2. 腐蝕性を決定する極端な pH の使用

非公式文書: INF.8 (オランダ)、INF.22 (事務局)

11. CEFIC の代表は、現行の GHS の判定基準によれば極端な pH の物質や混合物は他のデータが無くても腐蝕性であるとみなされると説明した。彼女は、結果として過度に分類される物質や混合物がありうるとし、極端な pH に基づいて腐蝕性と分類される間違いを避けるために試験をすることになるであろう極端な pH で刺激性成分のみからなる混合物の例を挙げた。

12. TDG 小委員会の副議長は、極端な pH 値の解釈に基づいた分類は輸送のような分野にはかなりの経済的影響があるであろうと指摘した。クラスが高い分類になる物質(通常は輸送規則での包装グループ)は、より厳しい輸送条件あるいは輸送禁止の物質や混合物になるであろう(例えば、包装グループ I に分類される物質にはタンクでの輸送が禁止されているものがある)。

13. 一方、現行の GHS 文書は、全ての入手可能な証拠に基づいて分類がなされなければならないことは明白なので、解釈の問題はないと考える専門家もいた。

14. さらなる意見交換の後、小委員会は極端な pH 値はそれのみで腐蝕性の指標とみなされうるという解釈で合意した。

15. 工業界の代表から提供された例に照らして、pH と腐蝕性の関係についてさらに研究が必要であろうと発言した専門家がいた。

16. 小委員会は最終的にどのように進めるかを決定するために、3.2 章および 3.3 章の改訂作業班に、分類判定基準の実施に関連した、当該作業で生じたあるいは作業班の範囲を超えた作業（もしあれば OECD レベルで行われるべき作業に対する推奨も含めて）の、全ての問題をリスト化し小委員会に提出するように要請した。

C. 附属書

附属書 1、2 及び 3 の改訂：注意書き

非公式文書: INF.18 (英国)

17. 英国の専門家は、作業班は次回会議に提案を提出するつもりであると発言し、小委員会の専門家に対し INF.18 に含まれる提案へのコメントを求めた。

D. その他の提案

改訂 3 版 GHS 文書の修正

非公式文書: INF.20 (事務局)

18. 小委員会は INF.20 に提案された修正を基本的に承認し、事務局に対し第 19 回会議に公式文書を提出するよう要請した。

IV. 危険有害性情報伝達に関する課題 (議題 3)

A. 高圧ガスの絵表示

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/9 (ドイツ、英国、EIGA)

非公式文書: INF.22 (事務局)

19. 小委員会は、TDG 小委員会が、この提案は輸送規則で規定される高圧ガスに対するラベル要求には何らの変更も意味しないということに言及しつつ、これは輸送分野の問題ではないと決定したという報告を受けた。

20. GHS から「ガスシリンダー」絵表示を除く（供給と使用に関してのみ）という提案に関して意見が分かれた。もし、提案が採択されれば「高圧ガス」の危険性は危険有害性情報のみによって伝達され、これは好ましくないと発言した専門

家がいる一方、「高圧ガス」絵表示がつけられたシリンダーには何の利益も見いだせなかったが、提案に賛成であるとした専門家もいた。

21. 何人かの専門家は、提案された削除は同じ危険性を伝達する絵表示の重複を避けるであろうと考えた。これに反し他の専門家は、このような重複は 1.4.10.5.3.1 で定義されているシンボルの割り当てに関する優先順位の決まりですでに避けられていると考えた。

22. 分野間のみならずある分野内でも不統一が見られるので、他の危険有害性（例えば、可燃性、腐蝕性、毒性、酸化性）を表わす高圧ガスに関する現行のラベル規則は改訂の必要があると考える専門家がいた。

23. 小委員会は提案者に対して、さらなる提案においてはこれらのコメントを考慮するよう促した。

B. GHS 附属書 4 第 9 節への人工的ナノマテリアルの物理的および化学的性質の記載

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/11 (オーストラリア)

24. 将来的に、SDS の第 9 節に人工的ナノマテリアルの物理的および化学的性質を含んだ追加的な情報項目を考慮したオーストラリアの専門家の提案は支持された。しかしナノマテリアルに関して現在さまざまな角度からの作業が国際レベル（例えば、欧州連合、OECD、ISO Technical Committee 220）で行われていることに着目し、小委員会は、ナノマテリアルの固有の性質や特徴に関するより多くの情報が入手できるまで、この問題の検討は延期することを決定した。

C. GHS 附属書 4 第 9 節の改訂

非公式文書: INF.12 (ドイツ)

25. 小委員会は、GHS 附属書 4 の第 9 節で要求されている物理的及び化学的性質が GHS で定義されているそれぞれの危険有害性の判定基準と関連したものと一致しているべきであるというドイツの専門家の意見に合意した。したがって第 9 節は適切に改訂されなければならないことが合意された。しかし SDS は分類の目的だけに使用されるわけではない、そのことも考慮するべきであるとした専門家もいた。

26. ドイツの専門家は、この作業にかかわるコレスポネンスグループの委任事項案を第 19 回小委員会での検討のために提出すると発言した。

D. 高圧ガスに対する注意書き P410 の削除

非公式文書: INF.9 (RPMASA)

27. 提案に対して合意は得られなかった。賛成の専門家もいたが、「日光から遮断すること」は高圧ガスの全ての貯蔵状況に対して適用されるわけではないかも

しれないが、適当なものであると考え、これが適用される条件を定義することを提案した。

28. 多くの専門家は、この問題は注意書きの合理化作業の範囲内のものであると考えた。そこで小委員会は、附属書 1、2 及び 3 の改訂コレスポネンスグループに対し、この提案を考慮して小委員会に改善案を提出するよう要請した。

29. RPMASA の代表は、太陽光下でのガスシリンダーの貯蔵に関する事件や事故について小委員会からの報告を歓迎すると発言した。

E. 小さな包装のラベル

非公式文書: INF.15 (CEFIC)

30. CEFIC の代表は小委員会に、コレスポネンスグループは異なる地域や国々の法規制で現在適用されている小さな包装のラベルに関連した規則についての情報をまとめたことを報告し、この情報は GHS におけるさらなるガイダンスの開発へのスタートとして使用できることを示した。

31. 包装に関する用語や定義に関して、彼女はコレスポネンスグループ内の議論では包装のサイズに係わらない情報の必要性和、全ての移動を通じたラベルにおける統合され統一された方法の重要性が強調されていると報告した。

32. 彼女はコレスポネンスグループは包装の用語/定義に関する提案及び小さな包装のラベルに関するガイダンスを第 19 回会議に提出すると発言した。

F. エアゾールの供給及び使用における危険有害性情報伝達

非公式文書: INF.16 (英国/FEA)

33. 多くの専門家が、INF.16 パラグラフ 7 に含まれるような、可燃性及び非可燃性エアゾールに対するラベル要素に関する提案に好意的であり、提案に対しいくつかのコメントを出した。小委員会は提案者にこれらのコメントを考慮し次回会議に公式文書を提出するように促した。

V. 実施に関する課題 (議題 4)

A. GHS の実施

1. 分類結果のリスト開発

非公式文書: INF.10 (オーストラリア)

34. 何人かの専門家から、調和された分類リストの開発について検討の必要があるという意見が出された。いくつかの政府や国際機関が彼ら自身の目的のために GHS に従って分類された化学品のリストをすでに作成し始めていること、また、いくつかの物質に対する分類結果における比較ではこれらに相違がみられている

ことが指摘された。彼らは、第一段階として小委員会が分類に相違がみられた物質に対して調和された分類結果を目指すことができるであろう、と考えた。

35. 事務局の一人が、危険物輸送国連モデル規則の危険物リストにある物質（例えば、硫酸）は国際的に最もよく輸送されている物質であり、これらの物質から分類を始めてはどうかと提案をした。この意見は他の専門家にも支持された。

36. OECDの代表は、OECDはロッテルダム条約の附属書 III における物質の GHS に従った分類作業を続けていると発言した。彼女は OECD が GHS 分類の要素をまとめた後、これらの物質の分類に使用されたデータの検討を試験的に実施したことを説明した。この結果の分析により、分類結果における相違の主な理由は危険有害性を評価するためのデータの違いであることが示された。彼女はこの試験に関する報告書は次回の小委員会に提出するであろうと述べた。

37. 何人かの専門家は、分類を可能にする危険有害性に関する情報の入手を確実にするために完全なデータセット（できればオンラインでの入手）の重要性を認めた。欧州連合の REACH 規則（規則(EC) No. 1907/2006）が実施されれば、情報の入手は大いに増大するであろうことが指摘された。

38. この問題は実施に関するコレスポネンスグループの会合でさらに検討されるであろうことが指摘され、小委員会は将来的に全ての専門家がこの問題に関わることを促し、議論することを歓迎した。

2. 用語の統一

非公式文書: INF.11 (オーストラリア)

39. オーストラリアの専門家が実施に関する非公式作業班の会議に参加するよう求め、INF.11 に提起された問題について情報提供した。

B. 分類に関する非公式コレスポネンスグループからの提案

1. セルビア

非公式文書: INF.7 (セルビア)

40. 小委員会は、セルビアで GHS 実施の法的な基礎となる化学品に関する法律が 2009 年 5 月に採択され、関連法規制が最終段階をむかえて 2010 年前期には採用される見通しになったことに注目した。セルビアの専門家は、セルビアの GHS 実施に関する規則は規則 (EC)1272/2008 に従っており、欧州連合規則（すなわち物質は 2010 年 12 月 1 日、混合物は 2015 年 1 月 1 日）で規定されているのと同じ移行期間及び物質や混合物の再分類期限が定められている。彼女はまた、国家化学品局が設置され、国でこれまでに行われてきたさまざまな GHS 能力強化活動に関する情報の提供をしていると発言した。

2. ブラジル

非公式文書: INF.19 (ブラジル)

41. ブラジルの専門家は GHS に従った用語、分類、ラベル及び SDS に関する基準 NBR 14725 が 2009 年 9 月に発行されたと報告した。彼は、将来的に GHS の改訂 2 版あるいは改訂 3 版に従って更新されるであろうが、この基準は改訂初版 GHS に基づいていると発言した。

42. ブラジルの専門家はブラジルにおける GHS 実施の経験を、ウルグアイの保健省との共同でモンテビデオで開催されるトレーニングコースで様々な分野から参加した専門家と共有するだろうと小委員会に報告した。

3. 中国

43. 中国の専門家は、中国では GHS を実施するための活動を続けていると発言した。これには例えば、GHS に基づいた基準の発行（33 がすでに発行されている）、化学品管理における 3 者政策会議の枠組みでの中国、韓国、日本の共同作業、GHS との整合性を確実にするための化学品管理に関する規則の改訂検討などが含まれる。彼はまた、GHS に関連した能力強化活動が来年度実施されるであろうと述べた。

4. 欧州連合

44. 欧州連合の代表は、いわゆる「CLP 規則」（規則(EC) 1272/2008）の適応に関する 2 つのガイダンス文書がすでに出版され、欧州化学品庁（ECHA）のウェブで入手可能であると報告した。ガイダンス文書は CLP 規則の一般的な規定の適用や分類及びラベル基準の適用について記載されている。彼女は CLP 規則は広範囲に GHS に基づいているので、ガイダンス文書は非欧州連合の国々が GHS を実施するのにも有用であろうと発言した。

45. SDS に関して、彼女は REACH 規則附属書 II を GHS と一致させており、この作業は 2010 年第 1 四半期に終了するであろうと述べた。

5. 米国

46. 米国の専門家は、労働省労働安全衛生局（OSHA）が 2009 年 9 月 30 日に労働分野での GHS を導入した危険有害性周知に関する規則の提案を行ったと発言した。彼女は、パブリックコメントの期間は 2009 年 12 月 29 日迄であり、続いて関係者が彼らの意見を述べ議論するための機会となる公聴会が開催されるであろうと報告した。

6. オーストラリア

47. オーストラリアの専門家は小委員会で、作業場での化学品に対する GHS に基づいた規則の基礎となるであろう「作業場での化学品モデル規則の政策提案」の発行について報告した。彼女はパブリックコメントのための関連法規の発表は

2010年9月までに行われ、GHSに基づいたモデル規則の導入目標は2010年であると発言した。

C. 他の団体または国際機関との協力

MARPOL 附属書 I 船荷及び船舶用燃料油に関する SDS に対する勧告の検討

非公式文書 INF.21 (事務局)

48. 小委員会は、第17回会議での要請に基づき、事務局がIMO BLG (bulk liquids and gases) 小委員会の第14回大会のために文書を提出したことに言及した。

49. IMOの代表は小委員会に、海上安全委員会決議MSC.286(86)の採択に続き、MARPOL 附属書 I 船荷及び船舶用燃料油に関する SDS の要求事項が2009年7月1日から有効になっており、その結果この問題はもはやBLG小委員会の議題ではないと報告した。彼はもし小委員会がBLG小委員会に対し、これを再度議題としてほしいのであれば、少なくとも1つのメンバー国からの提案をしなければならないと説明した。

50. 彼はIMOの立場から、SDS作成のためのGHSガイドラインを使用し、IMOは海事分野の所管官庁として分野に特異的な必要事項をカバーした情報のGHS SDSの完成のために適当な手段を取っていると繰り返した。

51. この意見はIPIECAの代表には支持されなかった。彼はIMOが十分にはGHS SDS (前回の会議で提出した文書で説明した) と一致していない SDS を導入したことは残念であるとし、海事分野での特別な要求がGHSの枠組みでどのように解決できるかを調査するコレスポンドンスグループ設立の希望を繰り返した。

52. 両小委員会の良好な協力の結果として、GHS SDSがすでに海事分野に関連した事項の情報を含んでいることが指摘された。GHS小委員会の専門家は、この問題の情報を共有し、海事分野での特別な要求がGHSの枠組みでどのように解決できるかを調査する合併コレスポンドンスグループ設立を支援するために、それぞれの国のBLG小委員会の代表者に接触するよう促された。

VI. 管理能力強化 (議題 6)

非公式文書 INF.13 (UNITAR)

53. 小委員会は、UNITARの代表が提供したGHS能力強化活動に関する情報；ジャマイカ、ガンビア、バーレーンにおける進行中あるいは計画されている国家訓練及び能力強化プロジェクト；中国及びASEANの国々における地域や国の能力強化活動；中国、日本、韓国、モンゴル及び中央アジア、東アジア、東南アジアの国々から参加が期待されている2010年9月のGHS会議；アラブにおける化学品の健全な管理に関するシンポジウム、などに注目した。

54. 訓練用資料の開発に関して、彼は「GHS への導入訓練コース」案は、さらに検討を加え最終的なものとする前に、次年度試用されるであろうと発言した。彼は GHS に基づいた化学品の分類、表示そして SDS の作成を含んだ上級コースは現在開発中であると報告し、分類判定基準を解説したレッスンの再検討は 2010 年 1 月に終了するが、危険有害性情報の伝達に関する再検討は 2010 年 3 月までに終了すると付け加えた。小委員会は、UNITAR が改訂された案を 2011 年の試用のために 2010 年末までの承認を目指して小委員会に提出するつもりであることに注目した。

55. ブラジルの専門家は、2011 年からの UNITAR の訓練コースでの試用パイロット国となることを申し出た。

VII. その他 (議題 7)

A. PBT(残留性、蓄積性、有毒性)及び vPvB(高残留性、高蓄積性)に対する分類と表示の調和

非公式文書: INF.4 (欧州連合)

56. 欧州連合の代表は、規則 (EC) 1272/2008 の 53(2) 条に関連した課題について紹介し、欧州連合の提案は改訂 3 版 GHS がこれらの物質の表示に対して与えるであろう影響についてより多くの経験を持つことであると説明した。

57. 何人かの専門家は、小委員会がこの問題の解決に取り組むには時期尚早であり、国際的に進行しているこれらの物質に関する作業の成果を待つほうがよいであろうと発言した。一方、PBT 及び vPvB 物質の固有の危険有害性の観点から、これらの分類及び表示について解決する必要があると考え、この方向での作業は PBT 及び vPvB 物質の分類及び表示に関する現行の実践についての情報を収集することから始めることができると示唆した専門家がいた。

58. この問題に対して見解を示す状況にはないことを指摘し、小委員会は将来的にこの問題に関するさらなる情報を得ることに期待した。

B. GHS を適用した分野に特異的なガイダンスの出版

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2009/10 (議長/事務局)

非公式文書: INF.14 (IPIECA)、INF.23 (米国)

59. 第 3 者機関が開発した GHS の適用に関するある分野に特異的なガイダンスの所有権や使用についての小委員会の見解を反映して、次の導入文章を事務局のウェブサイトにな新しく作成されるウェブページに挿入することが合意された。

「このウェブには GHS に関する追加的な情報を提供している第 3 者機関へのリンクを含む。第 3 者機関が国連 GHS 専門家小委員会に、彼ら自身のために GHS ガイダンスを開発したことを報告している。しかしこれは小委員会あるいは国連に

よって第3者機関のガイダンスが承認されたことを意味するものではない。第3者機関はガイダンスの内容について責任がある。このウェブページの利用者は、所管官庁が所管官庁や対象者の必要に基づいた GHS のさまざまな要素をどのように適用するかを決定するということを銘記すべきである。また「国連ウェブサイトの使用条件」を参照のこと。」

60. IPIECA の代表は、ガイダンスの内容に対する所有権や責任についての小委員会の見解を支持し、IPIECA はガイダンスを更新、改良し続け小委員会に進捗状況を報告すると付け加えた。

61. 小委員会は、事務局のウェブサイトにアップされる前に承認を受けるために、どの分野に特異的なガイダンスも小委員会に提出されなければならないと決めた。

C. ECOSOC 決議 2009/19

非公式文書 INF.5 (事務局)

62. 小委員会は理事会が、2008年12月の会議で小委員会が準備した決議案を、修正なしに2009年7月29日に採択したことに言及した。

VIII. 報告書の採択 (議題 8)

63. 小委員会は事務局が準備した案に基づき第 18 回会議の報告書及びその附属書を採択した。

附属書

改訂 3 版 GHS の修正

Document ST/SG/AC.10/C.4/2009/8 adopted without modification as follows:

In 2.2.5, under “Criterion”, for $\sum_i^n \frac{V_i \%}{T_{ci}} \geq 1$ read $\sum_i^n \frac{V_i \%}{T_{ci}} > 1$

危険物輸送及び化学品の分類および
表示に関する世界調和システムに関
する専門家委員会

化学品の分類および表示に関する
世界調和システム専門家小委員会

第 19 回化学品の分類及び表示に関する世界調和
システム(GHS)に関する専門家小委員会
報告書 (ST/SG/AC.10/C.4/38)

開催日時：2010年6月30日～7月2日

開催場所：国際連合欧州本部（ジュネーブ）

項 目

	段落	頁
I. 参加者	1-6	3
II. 議事次第の承認 (議題 1).....	7	3
III. 改訂 3 版化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)の更新 (議題 2).....	8-37	5
A. 物理化学的危険性	8-24	5
1. 2.2章及び2.4章におけるISO基準参照の更新.....	8-9	5
2. 2.3.2.2における注記の修正 (2.3章可燃性エアゾールの 分類)	10	5
3. 粉じん爆発危険性	11	5
4. 危険物輸送専門家小委員会の作業	12-19	5
5. 化学的に不安定なガス及び混合物	20-22	6
6. 高圧ガス	23-24	7
B. 健康有害性	25-27	7
皮膚腐蝕性/刺激性及び眼に対する重篤な損傷性/眼刺激 性：3匹以上の動物による実験データの評価に関するガイ ドライン (3.2.2.4及び3.2.2.5)	25-27	
C. 環境有害性	28-31	7
長期間水生有害性に関する金属及び金属化合物の分類	28-31	7

	段落	頁
D. 附属書	32-36	8
1. 附属書1、2及び3の改訂：注意書き	32-34	8
2. 高圧ガスに対する注意書きP410	35-36	8
E. その他	37	9
改訂3版GHSの訂正	37	9
IV. 危険有害性情報の伝達に関する課題 (議題 3).....	38-45	9
A. GHS附属書4、9節の改訂	38	9
B. エアゾールの供給及び使用における危険有害性情報の伝達.....	39-40	9
C. 試験及び分析用標準を含む小さな包装の表示.....	41-43	9
D. 小さな包装の表示に関するコレスポネンスグループの作業.....	44-45	9
V. GHS の実施 (議題 4).....	46-76	10

	段落	頁
A. 実施に関する課題	46-57	10
1. 分類結果のリスト開発	46-51	10
2. 分類問題に関するコレスポネンスグループの作業	52	11
3. 供給及び使用分野での「金属腐蝕性」の導入	53-57	11
B. 実施の状況報告	58-68	12
1. 欧州連合	58-61	12
2. 韓国	62	12
3. スイス	63	12
4. セルビア	64	12
5. 中国	65-66	13
6. 米国	67	13
7. オーストラリア	68	13
C. 他の団体または国際機関との協力	69-76	13
1. 危険物輸送専門家小委員会の作業	69-72	13
2. 第14回バラ積み液体及びガスに関するIMO小委員会 (BLG14) によるSDSに関連した課題の検討	73-76	14
VI. GHS の判定基準の適用に関するガイダンスの開発 (議題 5).....	77	14
VII. 能力強化 (議題 6).....	78-79	14
VIII. その他 (議題 7).....	80	15
IX. 報告書の採択 (議題 8).....	81	15
附属書		
改訂 3 版 GHS の修正		16

報告書

I. 参加者

1. 第 19 回 GHS 専門家小委員会が、議長 Ms. Kim Headrick (Canada)、副議長 Mr. Thomas Gebel (Germany)、Mrs. Elsie Snyman (South Africa) の下、2010 年 6 月 30 日～7 月 2 日に開催された。
2. 以下の国々から本会議に専門家が参加した：Argentina, Australia, Austria, Belgium, Brazil, Canada, China, Finland, France, Germany, Ireland, Italy, Japan, Netherlands, Norway, Poland, Portugal, Qatar, Republic of Korea, Russian Federation, Serbia, South Africa, Spain, Sweden, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland, United States of America.
3. 経済社会理事会の規則 72 に基づき以下の国々がオブザーバーとして参加した：Switzerland, Thailand
4. 以下の代表も参加した：Representatives of the United Nations Institute for Training and Research (UNITAR), International Labour Organization, the International Maritime Organization (IMO), World Health Organization
5. 以下の国際機関も参加した：European Union (EU) and Organization for Economic Co-operation and Development (OECD).
6. 以下の NGO (non-governmental organization) がそれぞれの興味ある事項について議論に加わるために参加した：Compressed Gas Association (CGA); Croplife International; European Chemical Industry Council (CEFIC); European Cosmetic, Toiletry and Perfumery Association (COPIA); European Industrial Gases Association (EIGA); Federation of European Aerosol Associations (FEA); Institute of Makers of Explosives (IME); International Association for Soaps, Detergents and Maintenance Products (AISE); International Confederation of Plastics Packaging Manufacturers (ICPP); International Council of Chemical Associations (ICCA); International Paint and Printing Ink Council (IPPIC); International Petroleum Industry Environmental Conservation Association (IPIECA); Responsible Packaging Management Association of Southern Africa (RPMASA); Soap and Detergent Association (SDA); US Fuel Cell Council (USFCC).

II. 議事次第の承認 (議題 1)

文書: ST/SG/AC.10/C.4/37 (事務局)
ST/SG/AC.10/C.4/37/Add.1 (事務局)

非公式文書: INF.1、INF.2、INF.8 (事務局)

7. 小委員会は、非公式文書 (INF.1 から INF.41) を勘案し、修正した暫定議題を承認した。

III. 改訂 3 版化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の更新 (議題 2)

A. 物理化学的危険性

1. 2.2 章及び 2.4 章における ISO 基準参照の更新

非公式文書: INF.9 (EIGA)

8. 小委員会は、可燃性又は酸化性成分を含む混合ガスの分類に関する計算で使用される ISO 基準の参照を更新する提案を、以下の編集上の修正を行って、基本的に採用した。

(a) 酸化力を計算する式の下にある説明の Xi と Bk の mole%を削除する；

(b) 計算過程 1 における Kk (He) の 1 (helium) を 0.9 (helium) に修正する。

9. 次回の会議に公式文書を提出するようという、小委員会から EIGA の代表に対する要請に続いて、事務局は小委員会における正式な承認に向けて、今回の会議中に承認された全ての修正を第 20 回会議に提出される予定の公式文書において具体化することを引き受けた。

2. 2.3.2.2 における注記の修正 (2.3 章可燃性エアゾールの分類)

非公式文書: INF.11 (Sweden)

10. 2.3.2.2 における注記の修正案は、分類の判定基準から、また法的な解釈を容易にするために、特異的な危険有害性情報の要素（例えば危険有害性情報）よりも危険有害性クラス/区分を参照したほうがより適当であるという理由から、原則的に承認された。事務局は次回の会議に提出する公式文書にこの修正を含めるよう要請された（パラグラフ 9 参照）。

3. 粉じん爆発危険性

非公式文書: INF.30 (USA)

11. 米国の代表者は、コレスポンドンスグループを代表して、粉じん爆発危険性への対策に関する調査に回答していない専門家に回答を促し、また、これまでに受け取った回答は 2010 年 7 月 2 日に開催されるコレスポンドンスグループの非公式会議で検討されるであろうと、小委員会に報告した。

4. 危険物輸送専門家小委員会の作業

(a) 試験シリーズ 7 の修正

非公式文書: INF.35 (事務局)

12. 小委員会は、事務局によって提案された GHS 2.1.2.1 (f) の修正を原則的に承認し、次回の会議のために事務局が用意する公式文書にこの修正を含むことを合意した（パラグラフ 9 参照）。

(b) 鈍感化火薬の分類

非公式文書: INF.35 (事務局)、INF.23 (Germany)

13. 小委員会は、鈍感化火薬の分類に関する実験結果に言及し、この課題についての作業は次期 2 年間も継続的に行われるべきであるという危険物輸送小委員会 (TDG 小委員会) の意見を支持した。

(c) 煙火の大規模反応

非公式文書: INF.35 (事務局)

14. 小委員会は、TDG 小委員会の火薬類作業班は次期 2 年間もこの問題について作業を続けるべきであると合意した。

(d) クラス 1 から除外する物品の判定基準

非公式文書: INF.35 (事務局)

15. 小委員会の専門家は、国連モデル規則の 2.1.1.1 (b) の修正が GHS の 2.1.1.2 (b) についても考慮されるべきかどうか検討することを依頼された。

(e) INF.35、Part III の 5～8 項目

16. 小委員会は、以下の作業の進捗状況について注目した: Division 1.4 (item 5) の分類に関する追加的な判定基準; 新しい DDT 試験と引火成分 (item 6); 硝酸アンモニウムエマルジョンに関する文章 8(d) の代案 (item 7); 試験 3 (c) 及び 8 (a) の代案としての ARC (accelerating rate calorimetry) の使用 (item 8)。

17. 米国の専門家は、item 6 に関連した作業における小委員会からの助力を歓迎した。

(f) 硝酸カリウム又は硝酸ナトリウム及びその化合物の分類

非公式文書: INF.35 (事務局)、INF.12 (事務局)

18. 試験 O.1 の改正に関する作業を TDG 小委員会に任せることについて大方の支持があった。最後に、小委員会はこの問題を次期 2 年間の作業プログラムに含めることで合意した。この作業に参加を希望する小委員会の専門家は TDG 小委員会のカウンターパートに連絡するように要請された。

19. TGD 小委員会は「知られている経験」の概念の解釈に関する質問に対応するために、この課題を次期 2 年間の小委員会の作業プログラムに含めるべきことが合意された。

5. 化学的に不安定なガス及び混合物

非公式文書: INF.25 (Germany)、INF.26 (Germany)

20. ドイツの専門家は小委員会に、「引火性ガス」クラスの中への不安定なガス及びガス混合物に対する追加的な区分の提案及びガス又はガス混合物が不安定であるかどうかを確認するための新しい試験に関する進捗状況を報告した。

21. GHS における新しい試験への参照について、事務局の一人が、GHS では非公式な文書の参照は避けるべきであり、マニュアルの新しい改訂版が発行される

までは 2009–2010 に採用された国連試験及びクライテリアに関する修正（改訂 5 版マニュアルの修正として）が配布可能であると述べた。したがってドイツから提案された非公式文書 INF.25 及び INF.26 への参照は修正される必要があるだろう。

22. ドイツの専門家は、受けたコメントを考慮して提案を改訂し、次回の小委員会へ公式文書として提出つもりであると述べた。

6. 高圧ガス

非公式文書: INF.19 (事務局)、INF.38 (Germany)

23. 小委員会は、判定論理 2.5.4.1 に関してドイツ及びスウェーデンによって修正されたように、事務局によって提案された修正案に基本的に合意した。

24. 小委員会は、修正された文章を公式文書に含め第 20 回会議に提出するよう事務局に要請した（パラグラフ 9 参照）。

B. 健康有害性

皮膚腐蝕性/刺激性及び眼に対する重篤な損傷性/刺激性：3 匹以上の動物による実験データの評価に関するガイドライン（3.2.2.4 及び 3.2.2.5）

非公式文書: INF.5 (Germany/AISE)、INF.41 (Germany)、INF.8 (オランダ)

25. INF.5 のパラグラフ 7 で指摘された問題に関して、多くの専門家がガイダンスは必要であり、それはできれば GHS に含むべきである（例えば附属書）と考えた。

26. 一方、中国の専門家は動物愛護の観点から試験方法を選択する場合、優先権は最も少ない動物を用いる方法（例えば OECD テストガイドライン 404）に与えられるべきであると述べた。

27. 討議の後、小委員会はドイツが主導している 3.2 章及び 3.2 章の改訂に関するコレスポネンスグループにガイダンスの開発を委任し、INF.41 に含まれる委任事項にしたがってその権限を拡大することを合意した。

C. 環境有害性

長期間水生有害性に関する金属及び金属化合物の分類

非公式文書: INF.21 (International Council on Mining and Metals (ICMM))

28. 長期間水生有害性に関する金属及び金属化合物の分類に関して、改訂 3 版 GHS、第 4.1 章の判定基準と GHS の附属書 9（7 節）及び附属書 10 の整合性に関する ICMM からの提案は一般的な支持が得られた。

29. 作業に興味のある専門家は、小委員会がこの問題が非公式コレスポネンスグループにより扱うことができるのかあるいは OECD タスクフォースに委任すべきなのかを確認する必要があるとのため、作業の範囲を明確にするように要請された。

30. オーストラリア、オランダの専門家及び欧州連合の代表により起草された提案について、小委員会は GHS 附属書 9 (7 節) 及び附属書 10 の改訂に関して、ICMM に対し以下の事項を薦めた。

- ・改訂第 3 版 GHS の第 4.1 章に関して変更が必要かどうかを明確にするために附属書 9 (7 節) 及び附属書 10 を検討する；
- ・附属書 9 (7 節) 及び附属書 10 の改訂案を作成する；
- ・第 20 回小委員会で検討するための案を提出する。

31. ICMM の代表が会議に出席していなかったため、小委員会はどのように作業を進めるかについての決定を次回会議まで延期することを決めた。

D. 附属書

1. 附属書 1、2 及び 3 の改訂：注意書き

非公式文書: INF.13 (United Kingdom)

32. 英国の専門家は、INF.13 附属書 I にあるように、GHS 注意書きの使い勝手を合理的にし、また改善するための非公式コレスポネンスグループによって合意された予備的な提案を紹介した。彼は、予備的な提案が小委員会で承認されれば、コレスポネンスグループは INF.13 の 5(b)-(f) に示したようなアプローチで作業を継続するつもりであると説明した。

33. 彼は、物理化学的危険性に関する注意書きについて、コレスポネンスグループは適用する条件を明確にし、もし必要ならば、修正するという提案で作業を行っているとした。最後に彼は、附属書 1、2、3 の提示方法の改善作業について、注意書きの合理化作業が終了すれば、コレスポネンスグループは近い将来この問題に取り組むつもりであると述べた。

34. 小委員会は、INF.13 の附属書 I-III に含まれる提案に対する意見を促され、提出された意見に基づき改訂された提案が第 20 回委員会に提出されるであろうという報告を受けた。

2. 高圧ガスに対する注意書き P404

非公式文書: INF.33 (RPMASA)、INF.36 (USA)

35. ガスシリンダーに適用される要求事項は国、地域、国際的な規制により異なるということに言及して、P410 は、輸送、貯蔵、取り扱い、使用等においてガスシリンダーが耐えられる温度を保証している所管官庁に受け入れられる基準（例えば建設基準）を参照すべきである、というオーストラリアの専門家の意見と同じ意見の専門家がいた。一方、INF.36 で提案されているように、使用条件は単に所管官庁の裁量に委ねられるべきであるとする専門家もいた。

36. 小委員会はこの問題に関する作業は継続するであろうとした。

E. その他

改訂 3 版 GHS の訂正

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2010/1 (事務局)

37. 小委員会は事務局が提案した訂正を修正なしに採択した。

IV. 危険有害性情報伝達に関する課題 (議題 3)

A. GHS 附属書 4、9 節の改訂

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2010/2 (Germany)

非公式文書: INF.40 (Germany)

38. 小委員会は、作業の範囲に関する定義を修正して (INF.40 を参照)、GHS 附属書 4、9 節の改訂に関する委任事項を承認した。

B. エアゾールの供給及び使用における危険有害性情報の伝達

文書: ST/SG/AC.10/C.4/2010/3 (United Kingdom/FEA)

39. 全てのエアゾールを一つの危険有害性クラスに含める提案については一般的な支持が得られたが、提案された危険有害性の情報伝達に関してさらなる作業が必要であるとする専門家もいた。

40. 小委員会は、文書の作成者は、受けた意見を考慮した上で、提案を改訂するように助言した。

C. 試験及び分析用標準を含む小さな包装の表示

非公式文書: INF.15 (Council of Europe)

41. 小委員会は、欧州委員会により提起された問題は、小さな包装の表示に関するコレスポンドンスグループの作業範囲であると考えた。

42. CEFIC の代表は、この問題はすでにコレスポンドンスグループの参加者からすでに指摘されていることを確認した。

43. 欧州委員会の代表はコレスポンドンスグループへの参加を促された。

D. 小さな包装の表示に関するコレスポンドンスグループの作業

非公式文書: INF.28 (CEFIC)

44. 小委員会は、小さな包装の表示に関する例の開発が重要であり、専門家に提案の前進を検討させるための十分な時間が与えられなければならないと考えた。

45. 小委員会の意見を聞き、この2年間の最終時点での小委員会による承認に向けた提出前に、検討のために十分な時間が与えられるように前もって開発された例を用意するのは可能ではないであろうことを認識しつつ、CEFICの代表は、最初の案を次の小委員会に非公式文書として提出することを目途に、コレスポンドンスグループはこの先数カ月にわたって例を開発し意見を求めるためにこれを回覧するであろうと述べた。

V. GHSの実施(議題4)

A. 実施に関する課題

1. 分類結果のリスト開発

文書: ST/SG/AC.10/C.3/2010/5 (Australia)

非公式文書: INF.4 (Australia)、INF.7 (事務局)、INF.6 (OECD)、INF.3 (OECD)

46. オーストラリアの専門家は、分類目的で入手可能なデータソースの調査に関して、まだ回答していない専門家への参加を依頼した。彼女は、この調査はTDG小委員会及び産業界からの代表にも両小委員会から配布されるであろうこと、また次回会議にこれら回答の要約を提出するつもりであると述べた。

47. 何人かの専門家は、INF.7における事務局の作業に感謝し、これは調和された分類リスト開発の課題に関するさらなる検討への良い基礎になると考えた。事務局の一人は、もしリストが開発される場合、作業は最も一般的に輸送される化学品の分類調和から始めるべきであるという意見を述べた。

48. また、ある専門家は国によるGHS分類を情報提供(eChemPortal)しているOECDの仕事に感謝した。OECDの代表は、欧州連合で使用されているGHS分類がREACH-IT portalで入手可能になれば、GHS分類に関するさらに多くのデータへのリンクが近い将来期待できると述べた。彼女は、GHSに従って分類した化学品のリストを持っている国/機関に対し、情報がOECD eChemPortalに含まれるようにするために、それらの情報をOECDに提供するよう依頼した。欧州連合の代表は小委員会に、CLP規則附属書VIに含まれる調和された分類のリストはすでに、欧州連合および欧州化学品庁(ECHA)の両ウェブサイト、オンラインでエクセル形式により入手可能であると報告した。

49. INF.13に関して、OECDの代表は、この調査で判明した異なる分類結果となった主な理由は、INF.13の10で説明したように、いくつかの例では、相違は他の要因例えばデータの解釈によることもあるが、分類に使用されたデータベースが異なることであると説明した。